

令和5年度 兵庫県青少年愛護審議会（全体会）次第

日時：令和6年1月30日（火）10:00～

場所：3号館7階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 会長の選出及び会長代理の指名、部会に関する委員部会長の指名

(2) 青少年愛護条例の一部改正について（報告）

資料1

(3) 青少年愛護条例施行規則の一部改正について（協議）

資料2

(4) 有害興行の指定について（報告）

資料3

(5) 青少年の健全育成の推進【主要施策】について（報告）

資料4

5 意見交換

6 閉 会

青少年愛護審議会委員名簿

○委員（19名）

（50音順、敬称略）

氏 名	役 職 名	出席
浅野 香	生活衛生同業組合兵庫県興行協会事務局長	
新井 肇	関西外国語大学外国語学部教授	○
梶木 典子	神戸女子大学家政学部教授	○
風早 ひさお	兵庫県議会議員	○
木田 薫	NPO法人 ソーシャルデザインセンター淡路理事長	○
小本 淳	株式会社神戸新聞社編集局次長	○
坂本 津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長	○
佐々木 伸	兵庫県弁護士会弁護士	○
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部教授	
竹内 有希	兵庫県PTA協議会理事	
西本 玲子	公益財団法人神戸YWCA総幹事	
服部 岳士	一般社団法人日本フランチチェーン協会 セーフティステーション活動推進委員会委員長	○
林 明美	兵庫県青少年補導委員連合会会長	
船越 明子	神戸市看護大学看護学部教授	○
古川 雅一	兵庫県中学校長会副会長	○
松原 英世	甲南大学法学部教授	○
森 忠延	兵庫県書店商業組合代表理事	
山崎 清治	兵庫県青少年団体連絡協議会副代表理事	○
山田 崇志	一般社団法人電気通信事業者協会業務部長	○

兵庫県青少年愛護審議会幹事名簿

○幹事（34名）

氏名	役職名	出席（代理）
富田 恵一	総務部秘書広報室広報広聴課長	
塚本 崇	総務部教育課長	○（加嶋企画専門員）
橋本 浩良	県民生活部総務課長	
佐藤 政明	県民生活部県民躍動課長	
吉村 興二	県民生活部芸術文化課長	
宮崎 伸一	県民生活部くらし安全課長	○（田代副課長）
北 守人	県民生活部男女青少年課長	○
石井 輝昌	福祉部こども政策課長	○
稲田 直彦	福祉部児童課長	○
石川 雅重	福祉部障害福祉課長	
織邊 聡	保健医療部薬務課長	○
廣田 義勝	保健医療部生活衛生課長	○
入江 浩子	産業労働部労政福祉課長	
篠井 省吾	産業労働部能力開発課長	○
稲葉 久美子	農林水産部農業経営課長	
山下 正晶	農林水産部水産漁港課長	
東尾 憲秀	環境部環境政策課長	
木下 浩昭	中央こども家庭センター所長	
柿本 裕一	精神保健福祉センター所長	
大久保 拓哉	県教育委員会事務局義務教育課長	○（松岡生徒指導班長）
新谷 浩一	県教育委員会事務局高校教育課長	
兼本 浩孝	県教育委員会事務局社会教育課長	○（赤松指導主事）
内藤 敦志	県教育委員会事務局体育保健課長	○
阿部 浩士	県教育委員会事務局人権教育課長	○
藤川 真実	県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長	○
長友 賢治	県警察本部生活安全部少年課長	○（林次席兼調査官）
林 英敏	神戸家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	
森藤 菜由	神戸地方検察庁検事（少年係）	○
組橋 匠	神戸地方法務局人権擁護課長	○
中山 恭行	神戸保護観察所首席保護観察官	○
和田 顕也	兵庫労働局雇用環境・均等部企画課長	
久保田 綾子	神戸市こども家庭局こども青少年課青少年育成担当課長	○（吉川係長）
安田 慎	神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課長	○
福本 良忠	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会地域福祉部長	○

兵庫県青少年愛護審議会事務局

井ノ本 知明	県民生活部長
中井 佳奈子	県民生活部次長
小枝 隆之	公益財団法人兵庫県青少年本部業務執行理事
北 守人	県民生活部男女青少年課長
奥見 知子	県民生活部男女青少年課副課長
奥野 進也	県民生活部男女青少年課青少年指導班長
山本 隆司	県民生活部男女青少年課青少年育成班長
原 実男	県民生活部男女青少年課青少年指導調査専門員

青少年愛護条例の一部改正について
青少年愛護条例施行規則の一部改正について

令和6年1月30日

兵庫県男女青少年課

青少年愛護条例の一部改正について

資料 1

1 第 2 条「青少年の定義」の改正（施行日：令和 6 年 4 月 1 日）

【現行】第 2 条第 1 項第 1 号

青少年 18 歳未満の者(法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)をいう。

【法律により成年に達したものとみなされる者】：成年擬制の女子

⇒ 改正案

青少年 18 歳未満の者(法律により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)をいう。

令和 4 年 4 月 1 日に施行された民法改正で、男女ともに婚姻適齢及び成年年齢が 18 歳となり、婚姻により成年とみなされる成年擬制が廃止。

施行時に 16 歳以上 18 歳未満の女子は引き続き、婚姻ができる経過措置が設けられているが、令和 6 年 4 月 1 日に成年擬制の女子が存在しなくなることから改正。

2 第 18 条「有害役務営業の停止」の改正（施行日：公布の日）

【現行】第 18 条

知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6 月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 174 条、第 175 条又は第 182 条の罪に当たる違法な行為をしたとき。

第 174 条：公然わいせつ、第 175 条：わいせつ物頒布等、第 182 条：淫交勧誘

⇒ 改正案

(1) 第 182 条を第 183 条に改める

令和 5 年 7 月に施行された刑法改正で、刑法第 182 条「十六歳未満の者に対する面会要求等」が新設され、淫交勧誘が第 182 条から第 183 条に改正されたため引用条文を改正。

青少年愛護条例施行規則の一部改正について

資料 2

(指定によらない有害図書類の要件)

第3条の2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画は、次の各号のいずれかに該当する卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 男女間の愛ぶの姿態 ⇒ **愛ぶの姿態【改正案①】**
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる性行為
- イ 同性間の性行為 ⇒ **削除【改正案②】**
- ウ ごうかんその他のりょう辱行為 ⇒ **不同意性交等**その他のりょう辱行為【改正案③】
- エ 変態性欲に基づく性行為

【改正案①の内容】

これまで異性間の行為のみを規定していたが、同性間における行為についても対象とできるよう改正。

【改正案②の内容】

「(2)ア 性交又はこれを連想させる性行為」は、異性間の行為を想定した規制であるが、同性間における行為も本号で規制することとし、「(2)イ 同性間の性行為」を削除。

【改正案③の内容】

令和5年7月に刑法の一部が改正され、強姦性交等罪(旧強姦罪)が不同意性交等罪に改められた。強姦は、女性が被害者、男性が加害者となる文言のため、性別を問わない行為を規制する現行刑法の不同意性交等に改正。

※『青少年愛護条例のあらまし』（抜粋）

4 有害図書類に関する規制

※図書類とは書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、CD、DVD、ビデオテープ、ゲームソフト等をいいます

▶ 図書類取扱業者の義務(第12条)

! 違反した場合は30万円以下の罰金
又は科料

図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売・貸付、及び閲覧・視聴させてはいけません。

▶ 有害図書の指定(第12条)

【個別審査による指定】

知事は、図書類の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、有害図書類として指定できます。

- 著しく性的感情を刺激するもの
- 著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの
- 著しく恐怖心を付与するもの
- 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの
- 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるもの

【有害図書類とみなす規定】

- 書籍、雑誌等の刊行物であって、卑わいな姿態等^{※3}を掲載するページ数が、20ページ以上又は全体の5分の1以上を占めるもの
- ビデオテープ、ビデオディスク等であって、卑わいな姿態等を描写した場面が3分以上のもの
- 表紙又は包装箱等に卑わいな姿態等を掲載しているもの
- 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で、知事が指定するものが、青少年の閲覧、視聴を不適当と認めたもの

知事が指定

有害図書類

該当

※3 全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為をいいます。

有害興行の指定

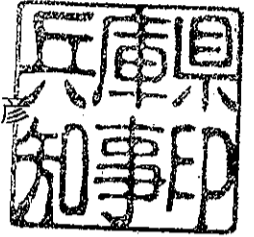
令和6年1月30日

兵庫県男女青少年課

男女第1782号
令和6年1月30日

兵庫県青少年愛護審議会 会長 様

兵庫県知事 齋藤元彦



有害興行の指定について（報告）

青少年愛護条例第25条第1項ただし書の規定に基づき、有害興行を別紙
のとおり指定しましたので、同条例第25条第2項の規定により報告します。

有害興行の指定状況

区 分	指 定 状 況	指 定 数
		令和4年3月15日～令和5年12月26日
第11条(指定)	興 行 (映 画)	60本

有害興行の指定一覧表
(令和4年3月15日～令和5年12月26日)

番号	配給会社	種別	興行の題名	指定年月日
1	キングレコード	映画	ポゼッサー (原題)POSSESSOR	令和4年3月15日
2	新東宝映画	映画	熟女快樂 一夜妻	令和4年3月15日
③	MinyMixCreati部	映画	Grand Guinol グラン・ギニョル	令和4年3月15日
4	日活	映画	深爪 百合不倫	令和4年3月15日
5	新東宝映画	映画	夫の留守にいきまくる若妻	令和4年4月1日
6	ロングライド	映画	パリ13区 (原題)PARIS, 13TH DISTRICT	令和4年4月1日
7	KADOKAWA	映画	オールド・ボーイ「4K」 (原題)올드 보이	令和4年4月1日
8	新東宝映画	映画	乙女たちの下半身日記	令和4年5月9日
9	ロングライド	映画	シェイン 世界が愛する厄介者のうた (原題)CROCK OF GOLD : A FEW ROUNDS WITH SHANE MACGOWAN	令和4年5月9日
10	日活	映画	手	令和4年5月27日
11	クロックワークス	映画	愛に奉仕せよ (原題) SERVE THE PEOPLE	令和4年5月27日
12	トランスフォーマー	映画	Zolaゾラ (原題) ZOLA	令和4年5月27日
13	新東宝映画	映画	不倫ゲーム 燃えあがる女たち	令和4年7月1日
14	日活	映画	愛してる!	令和4年7月1日
15	シンカ	映画	女神の継承 (原題) THE MEDIUM	令和4年7月1日
16	クロックワークス	映画	哭悲／THE SADNESS (原題) THE SADNESS	令和4年7月1日
17	コピアポア・フィルム	映画	囚われの女 (原題) LA CAPTIVE	令和4年8月2日
18	コピアポア・フィルム	映画	私、あなた、彼、彼女 (原題) JE TU IL ELLE	令和4年8月2日
19	ぴんくりんくフィルム	映画	デラカブ活動写真	令和4年8月26日
20	新東宝映画	映画	快樂学園 教師も教え子も	令和4年8月26日
21	オーピー映画	映画	パーフェクト・キス 濡らしてプレイバック	令和4年9月27日
22	新東宝映画	映画	痴漢電車 あぶない下半身	令和4年12月2日
②③	サイゾー	映画	真・事故物件パート2 全滅	令和4年12月2日
24	イオンエンターテイメント	映画	バルド 偽りの記録と一握りの真実 (原題) BARDO, FALSE CHRONICLE OF A HANDFUL OF TRUTHS	令和4年12月2日
25	サクラプロジェクト	映画	北斎春画	令和4年12月2日
26	オーピー映画	映画	若熟女と家出娘 たっぷりハマて	令和4年12月2日
27	オーピー映画	映画	誘い濡れ さあやとこはる	令和4年12月2日
28	オーピー映画	映画	挑発デリバリー 誰にもいえない裏メニュー	令和4年12月2日
29	クロックワークス	映画	ベネデッタ (原題) BENEDETTA	令和4年12月2日
30	オーピー映画	映画	絶倫探偵DX 愛と淫欲のバイブ	令和5年1月6日

番号	配給会社	種別	興行の題名	指定年月日
31	オーピー映画	映画	あっぱれヒーローズ びっくびく除霊棒	令和5年1月6日
32	オーピー映画	映画	変態ぞうさん 私の桃色指導	令和5年1月6日
33	オーピー映画	映画	巨乳令嬢 何度もイカされたい	令和5年1月6日
34	オーピー映画	映画	美乳探訪 不埒な旅路	令和5年1月6日
35	オーピー映画	映画	欲情セレブ妻 いやらしい匂い	令和5年1月6日
36	新東宝映画	映画	痴漢探し 誘惑のミニスカート	令和5年1月31日
③⑦	ワーナー・ブラザース映画	映画	ボーンズ アンド オール(原題) BONES AND ALL	令和5年1月31日
38	オーピー映画	映画	隠密濡物帳 熟れごろ嫁さがし	令和5年3月3日
39	トランスフォーマー	映画	レッド・ロケット (原題) RED ROCKET	令和5年3月28日
40	ハピネットファントム・スタジオ	映画	春の画 SHUNGA	令和5年5月8日
41	東映ビデオ	映画	花腐し	令和5年5月8日
42	東北新社	映画	シェルタリング・スカイ (原題) THE SHELTERING SKY	令和5年5月8日
43	ファインフィルムズ	映画	氷の微笑[4K] (原題) BASIC INSTINCT	令和5年5月8日
④④	ブルーク	映画	テリファー (原題) TERRIFIER	令和5年5月8日
45	オーピー映画	映画	女まみれ 本番はいります	令和5年5月8日
46	新東宝映画	映画	淫臭まみれ 発情三姉妹	令和5年5月30日
④⑦	ブルーク	映画	テリファー 終わらない惨劇 (原題) TERRIFIER2	令和5年5月30日
48	東京テアトル	映画	ビデオドROME[4K ディレクターズカット版] (原題) VIDEODROME	令和5年5月30日
49	エレファントハウス	映画	車軸	令和5年6月27日
50	インターフィルム	映画	二人静か	令和5年8月1日
⑤①	ピラミッドフィルム	映画	マイマザーズアイズ	令和5年8月1日
52	新東宝映画	映画	熟女けものみち	令和5年8月1日
53	コピアポア・フィルム	映画	悪い子バビー (原題) BAD BOY BUBBY	令和5年9月5日
54	新東宝映画	映画	人妻集団性交クラブ	令和5年9月29日
55	ウォルト・ディズニー	映画	哀れなるものたち (原題) POOR THINGS	令和5年9月29日
56	ワーナー・ブラザース映画	映画	アイズ ワイド シャット (原題) EYES WIDE SHUT	令和5年10月27日
57	オーピー映画	映画	お熱いあの娘 裸でアタック	令和5年11月28日
58	オーピー映画	映画	美麗お姉さん 痴情愛情七変化	令和5年11月28日
59	シンカ	映画	ラ・メゾン 小説家と娼婦 (原題) LA MAISON	令和5年11月28日
⑥①	ソニー・ピクチャーズ	映画	サンクスギビング (原題) THANKSGIVING	令和5年12月26日

注 数字の○印は、「著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの」として、その他は「著しく性的感情を刺激するもの」と認められたことにより指定された。

青少年の健全育成の推進【主要施策】

令和6年1月30日

兵庫県男女青少年課

青少年愛護条例のもと、地域、学校、事業者、保護者等が一体となって、青少年を守り育てる活動を展開するとともに、(公財)兵庫県青少年本部や青少年団体等と連携し、青少年の健全育成を推進する。

また、不登校やひきこもりなどの課題を抱える青少年の社会的自立支援のほか、青少年のインターネット対策を推進する。

1 青少年愛護活動の展開

青少年愛護活動推進員による立入調査や業者指導等を通じ、青少年愛護条例の適正な運用を図り、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進する。

(1) 青少年を取り巻く有害環境実態調査

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある営業を対象に、県民局・県民センター等に設置した青少年愛護推進員が調査や業者指導を行い、市町や学校等に情報提供する。

< R 4年取組状況 > ※ 毎年12月末時点で把握集計

区分	図書類 販売店	ビデオ レンタル店	玩具類 取扱店	カラオケ ハウス	JKビジネスに 繋がるおそ れのある店	ネット カフェ	携帯電話 販売店	計
調査対象 店舗数	2,396	72	467	139	121	42	564	3,801

(2) 青少年育成スクラム会議の開催

兵庫県青少年を守る店連絡協議会をはじめ事業者、青少年育成団体等 51 団体が参画し、青少年健全育成の課題・方策、非行・被害防止等について協議を行う。

< 全県会議 > 令和5年7月3日(月)

< 地域会議 > 県下10地域で各2回以上、R4実績：50回

(3) 市町の取組支援

青少年の保護・非行防止を図るため、研修会等の開催を通じて、市町による青少年補導活動を支援する。

< 市町の体制 (R5.3末) >

区分	センター数・人数	内容
青少年補導センター	29センター	いじめや不登校、非行等に関する悩み相談、街頭補導活動や見守り、青少年を有害な情報や環境から守る取組等を実施。
青少年補導委員	3,331人	市町長等が委嘱した民間有志のボランティアで、街頭補導活動を行う。

2 青少年育成のための基盤づくりと体験活動の推進

(1) ひょうご子ども・若者応援団による支援（青少年本部自主事業）

青少年の健全育成に意欲のある企業・団体等と地域の青少年育成活動をつなぎ企業から提供された寄附・物資に基づく活動助成を実施する。

＜内 容＞ 支援企業数（累計）：802 社

青少年団体・グループ数（累計）：311 団体

支援内容

- ・青少年の体験活動・リーダー養成、オンライン学習会への助成
- ・ネット依存対策を含む自然体験活動事業への助成
- ・物資等のマッチング支援

(2) 兵庫・沖縄友愛事業の推進

昭和 47 年に沖縄県と友愛提携を締結し、両県の青年が郷土の歴史や文化の交流を通して友愛の絆を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むため、両県の青年が相互に訪問し、郷土の歴史学習や文化交流を通じて、郷土の発展に寄与するリーダーを養成する。

＜R 5 実績＞

実施場所	沖縄県	兵庫県
実施日	R5. 11. 3～6	R6. 2. 8～11（予定）
対 象	県内在住・在勤・在学の 18 歳～40 歳までの青年	
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・島守の塔・のじぎくの塔の参拝 ・平和祈念公園等の施設見学による平和・自然・文化・歴史学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域防災センター等防災学習、甲子園歴史館 ・県立兔和野高原野外教育センターでの自然体験研修、県立但馬牧場公園
参加者数	22人 (兵庫11人、沖縄11人)	募集30人 (兵庫15人、沖縄15人予定)



【秋季キャンプ(沖縄)】



【冬期キャンプ(兔和野高原)】

(3) 青少年団体やNPO等による子どもの冒険ひろばでの活動支援

野外空間で手づくりの遊具等を用い、子どもたちがのびのびと遊ぶことができる「子どもの冒険ひろば」の開設を支援する。

＜内 容＞ 1 団体あたり30万円以内、概ね30団体

＜開設数（R5. 3末）＞ 96箇所

＜R 5 実績＞ 32 団体に助成

＜事業例＞ 公園やアスレチック施設を利用した自然遊びや秘密基地づくり
 工作やアウトドアクッキングなどのイベント



【屋外遊びの様子(東播磨)】

(4) ひょうごっ子・ふるさと塾事業の実施

青少年団体が、青少年のふるさと意識を醸成するため、“身近な地域での社会体験”や“豊かな自然に触れる多様な体験”を提供する取組を支援する。

<内 容> 1件あたり20万円以内、34件程度

<R5実績> 29件（「ひょうご五国巡り」や「山里体験キャンプ」など）



【雪国生活体験(野外活動協会)】

(5) 体験施設の運営

ア 県立いえしま自然体験センター（姫路市家島町西島）の運営

瀬戸内の豊かな自然の中で、体験・実践型の多様なプログラムを実施するとともに、子どもリーダー養成講座や指導者養成講座等を開設し、「自然体験活動・海の環境学習の拠点」として運営する。

<指定管理者> 一般社団法人いえしま自然体験協会

<施設内容> 海中探検・養殖体験ゾーン
ボランティアリーダー棟、野外炊飯場等

<利用者数>

年 度	R1	R2	R3	R4
利用者数	20,566人	10,781人	12,662人	16,391人



【カヌー体験】

イ 県立こどもの館（姫路市太市中）の運営

子育て支援機関や団体の活動の中核拠点として、遊びや創作活動を通し、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、多彩な事業を展開する。

<指定管理者> 公益財団法人兵庫県青少年本部

<施設内容> 多目的ホール、実習室、円形劇場
児童図書室、工作館等

<利用者数> ※R2.12~R3.8長寿命化改修のため休館

年 度	R2	R3	R4
利用者数	40,784人	42,489人	127,286人



【県立こどもの館】

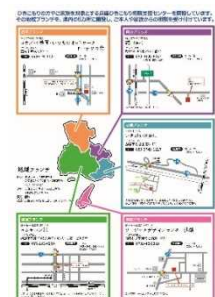
3 課題を抱える青少年の支援

不登校やひきこもりなどの課題を抱える青少年の社会的自立を支援するため、関係機関との連携のもと、相談対応等を行う。

(1) 電話相談「ほっとらいん相談」の実施

ひきこもり当事者や家族のために、青少年のための総合相談窓口を設置する。

<開設日時> 月・水・土曜日（週3日）
10:00~12:00、13:00~16:00



< R 4 実績 >

【ほっとライン相談・地域ランチチラシ】

件数	内容別内訳						相談者内訳	
	ひきこもり	不登校	非行	虐待	いじめ	主訴不明	本人	本人以外
663	597	36	3	0	0	27	570 (86.0%)	93 (14.0%)

(2) 地域ランチの設置

ひきこもり等の支援を行うNPO団体等と協働で、県内5か所に地域ランチを設置し、電話・来所・訪問による相談支援や、研修、情報交換を通じた市町支援など、当事者にとって身近な地域でのひきこもり支援を進める。

< 設置場所 >

地域	受託団体	所在地	開設日
阪神	(一社)いきがいさがし	西宮市	火・水・木
播磨	(認特)コムサロン 21	姫路市	月～土 (第2・4土曜休)
但馬	(特非)コウリ豊岡・いのちのネットワーク	豊岡市	月～金
丹波	(特非)結	丹波篠山市	月・水・金
淡路	(認特)ソーシャルデザインセンター淡路	南あわじ市	月・水・金

< R 4 実績 > ※ 5 ブランチの合計

電話相談	来所相談	訪問相談	計	相談者内訳	
				本人	本人以外
1,664	2,314	343	4,321	2,858 (66.1%)	1,463 (33.9%)

(3) ひきこもりサポーターの育成

地域におけるひきこもりの支援人材を育成するため、「ひきこもりサポーター育成研修」を実施する。

また、中級コースを修了した後、サポーター登録した者を対象に、当事者や家族との関わり方等を学ぶフォローアップ研修を各地域ランチで年1回開催する。

(4) 県立神出学園・県立山の学校の運営

寮での共同生活や野外作業・ものづくり体験等を通して、ひきこもり・不登校等の課題を抱える青少年の社会的自立を支援する。



【楽器レッスン】(神出学園) 【チェーンソー実技】(山の学校)

< 施設概要 >

(令和5年4月1日現在)

区分	神出学園 (神戸市西区)	山の学校 (宍粟市)
設立	平成6年10月	平成5年1月
指定管理	H18.4.1～ ((公財)兵庫県青少年本部)	H26.4.1～ ((公財)兵庫県青少年本部)
入学時期	4月及び5～10月までの随時	4月及び5～10月までの随時
R5 在籍者数	31人	6人
対象	県内在住の義務教育を修了した23歳未満の男女	県内在住の義務教育を修了した24歳未満の男子

内 容	○屋内活動（調理・手芸・音楽等） ○農作業体験や動物とのふれあい ○心理カウンセラーによる個別対応 ○学習指導を通じた進路選択支援	○林業体験等を通じた人づくり ○野外活動等による仲間づくり ○職場体験等を通じた進路選択支援
在籍期間等	2年以内（最大1年延長可）全寮制	1年以内（最大1年延長可）全寮制
R4 修了者	23人	4人
体験プログラム (R4 実績)	○1日交流体験プログラム(参加者数:171人) [中学生～概ね40歳までの男女] ○オープンかんで(参加者数:16人) [小・中学生の男女]	○体験入学(参加者数:7人) [15～25歳程度の男女] ○チャレンジ体験(参加者数:2人) [概ね39歳までの男女] ○「トライやる」チャレンジ体験(参加者数:2人) [中学生の男女]

(5) 「ひょうごユースケアネット推進会議」の運営

保健、医療、福祉、教育、雇用等に関係する32機関で構成し、社会生活を営む上で困難を有する青少年の支援に係る情報交換や連携による支援を実施する。

4 青少年のインターネット対策の推進

過度なネット利用による健康面への影響や犯罪被害を防止するため、青少年が自ら考えるワークショップ等の開催、スマホ等利用に関するガイドラインを活用した啓発等、年齢層に合わせた幅広い取組を展開する。

(1) 青少年自らの取組への支援

ア 全県ワークショップの開催

子どもたち自身が対応策を考え、発表し合う「ひょうごネットトラブル防止ワークショップ」を開催する。

<R5実績> 令和5年10月1日、12月10日 中高生約30名

イ スマホサミット in ひょうごの開催

家庭・学校・地域の関係者がスマホやインターネットとの上手なつきあい方について青少年とともに考え、学び、取り組みの輪を広げる全県大会を開催する。

<R5実績> 参加校5校、参加者数約80名

<内 容> 参加団体の取組発表、パネルディスカッション等



【スマホサミット in ひょうご】

(2) 適切なインターネット利用に向けた啓発、スマホ・ネット依存対策の推進

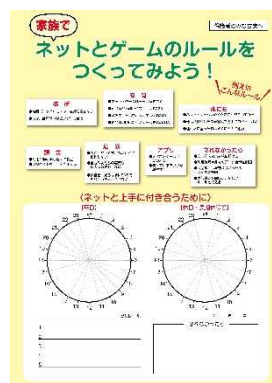
ア 子どもの健康に配慮したスマホ等の使い方ガイドラインの普及啓発

R5年12月にネット広告や啓発動画の配信により集中的に啓発を実施。

<啓発サイト閲覧回数> 約3万回(R5年12月中)

イ 親子でスマホの使い方を考えるためのワークシートを配布

<配付対象> 県内全小学1年生 <部 数> 6万部



【子どものスマホガイドライン】 【ワークシート「ネットとゲームのルールを家族で作ってみよう!」】

ウ 「人とつながるオフラインキャンプ2023」の実施（青少年本部自主事業）

ネット利用を見直したい青少年（小学5年～18歳以下）を対象に、ネットから離れて自然とふれあい、日常生活を見直すきっかけとするキャンプを実施する。

また、ネット依存の実態や回避方法等を調査・研究し、県民に普及・啓発する。

<実施場所> 県立いえしま自然体験センター他

<R5実績> 20名参加（小学生11名、中学生7名、高校生2名）



【カヌー】



【目標発表】



【家族会】

(3) 事業者や関係機関との連携による取組

ア インターネット利用に関する調査の実施

県内小中高生（約2万名）とその保護者を対象に、ネットの利用状況や健康面への影響、トラブル経験の有無、依存傾向等を調査・分析する。

イ 携帯電話事業者との連携によるフィルタリング利用の推進

携帯電話事業者等で構成する「青少年のインターネット利用対策戦略会議」における事業者との意見交換により、携帯電話契約時のフィルタリング契約の促進や、安全なネット利用に向けた新たな取組を推進する。

【県内18歳未満の者が使用する携帯電話契約時のフィルタリング率】

H29年度：59.1% → R4年度：83.3%

ウ ネットトラブル防止大作戦推進会議の実施

警察、教育委員会、PTA、青少年団体、マスコミ等で構成する推進会議において、安全安心なインターネット利用に向けた効果的な取組や、新たな課題への対応を検討し、各団体の活動に反映・推進する。（年3回）